鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日に当たるときは、その翌日）

目次

◇告示
字の区域の変更（二件）
字の区域の変更等（二件）
土地改良法による換地処分（四件）

告示

鳥取県告示第三百五十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、大栄町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による大栄（上種）地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事　平林鴻三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十六年十二月八日現在の地番による。）
大字上種字カシン田	大字上種字カシン田のうち一一六の一、一一六の五から一一六の二まで、一一七の四及び一一七の八以外の区域
大字上種字山ノ下	大字上種字山ノ下のうち一一四の一、一一四の三、一一四の五、一一四の七から一一四の一二まで、一一五、一一五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字上種字操坪	大字上種字操坪のうち一三〇の三、一三三の五及び一三三の七以外の区域、大字上種字山ノ下一一五の一と一体をなす国有地の一部、大字上種字カシン田一一六の一の一部、一一六の五、一一六の六から一一六の八までの一部、一一六の九から一一六の一一まで、一一七の四の一部及び一一七の八、大字上種字坂ノ前一四一の三及びこれと一体をなす国有地並びに大字上種字島田一七八の二の一部
大字上種字坂ノ前	大字上種字坂ノ前のうち一四一の一の一部、一四一の三、一四三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字上種字操坪一三〇の三、一三三の五及び一三三の七
大字上種字島田	大字上種字島田のうち一八六の一、一八七の三、一八八の三、一八九の一、一九〇の一、一九一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字上種字山ノ下一一四の一、

	一一四の三、一一四の五、一一四の七から一一四の一二まで、一一五、一一五の一及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字上種字カシン田一一六の一の一部、一一六の六から一一六の八までの一部及び一一七の四の一部並びに大字上種字土井ハナ一七五の一、一七七の一、一七八の二の一部、一七九の一から一七九の四まで、一八〇の一、一八〇の二及びこれらと一体をなす国有地
大字上種字土井ハナ	大字上種字土井ハナのうち一七五の一、一七七の一、一七八の二、一七九の一から一七九の四まで、一八〇の一、一八〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字上種字坂ノ前一四一の一の一部及び一四三の一部並びに大字上種字島田一八六の一、一八七の三、一八八の三、一八九の一、一九〇の一、一九一及びこれらと一体をなす国有地
大字上種字前垣	大字上種字前垣の全域並びに大字上種字樋ノ詰二五二の一の一部及び二五二の五の一部
大字上種字樋ノ詰	大字上種字樋ノ詰のうち二五〇の一、二五〇の二、二五〇の五から二五〇の八まで、二五一の一、二五一の二、二五一の八、二五二の一の一部、二五二の五の一部、二六〇の一の一部、二六〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字上種字法大寺二六二の一の一部、二六三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六三の二及び二六三の五と一体をなす国有地
大字上種字法大寺	大字上種字法大寺のうち二六二の一、二六三の一及びこれらと一体をなす国有地並びに二六三の二及び二六三の五と一体をなす国有地以外の区域、大字上種字樋ノ詰二六〇の一の一部、二六〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字上種字平ノ前二九五の四の一部、二九七の一、二九七の四及びこれらと一体をなす国有地
大字上種字平ノ前	大字上種字平ノ前のうち二九五の四の一部、二九七の一、二九七の四及びこれらと一体をなす国有地並びに二六七の三と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字上種字樋ノ詰二五〇の一、二五〇の二、二五〇の五から二五〇の八まで、二五一の一、二五一の二、二五一の八及びこれらと一体をなす国有地
大字上種字イカ槌	大字上種字イカ槌のうち三五六の三、三五七の二、三五八の一の一部、三五八の二、三六三の一部、二六四の一の一部、三六四の二、三六四の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字上種字アマナシ三六九の二、三六九の一二、三七〇の一、三七〇の四及びこれらと一体をなす国有地
大字上種字アマナシ	大字上種字アマナシのうち三六九の二、三六九の一二、三七〇の一、三七〇の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字上種字平ノ前二六七の三と一体をなす国有地の一部
大字上種字市場ノ前	大字上種字市場ノ前のうち三八九の一部、三九〇の一部、三九一の三の一部、三九一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字上種字大谷五一の一の一部、五一の二の一部、五二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字上種字加茂山五三の二、大字上種字イカ槌三五六の三、三五七の二、三五八の一の一部、三五八の二、三六三の一部、三六四の一の一部、三六四の二、三六四の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字上種字市場四〇二の一から四〇二の三まで、四〇三の二、四〇四の一部、四〇五の一部、四〇六の一の一部、四一三から四一六までの一部及びこれらと一体をなす国有

	地の一部
大字上種字市場	大字上種字市場のうち四〇二の一から四〇二の三まで、四〇三の一、四〇三の二、四〇四の一部、四〇五の一部、四〇六の一の一部、四〇六の二、四〇七の一部、四〇八の一、四〇八の二、四〇九の一部、四一三から四一六までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字上種字市場山五の一及び六の二並びに大字上種字市場ノ前三八九の一部、三九〇の一部、三九一の三の一部、三九一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字上種字市場山	大字上種字市場山のうち五の一及び六の二以外の区域
大字上種字加茂山	大字上種字加茂山のうち五三の二以外の区域
大字上種字大谷	大字上種字大谷のうち五一の一の一部、五一の二の一部、五二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字上種字市場空一一の一〇、一五の四及びこれらと一体をなす国有地、大字上種字石ウス谷六八の二、六九の一及び七〇の一並びに大字上種字市場四〇六の一の一部、四〇六の二、四〇七の一部、四〇八の一、四〇八の二、四〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字上種字市場空	大字上種字市場空のうち一一の一〇、一五の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字上種字石ウス谷	大字上種字石ウス谷のうち六八の二、六九の一及び七〇の一以外の区域

鳥取県告示第三百五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による三本杉地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十六年九月十六日現在の地番による。）
大字三本杉字尾尻	大字三本杉字尾尻の全域、大字三本杉字西尾鼻三一〇の一、三一〇の四の一部、三一二の一の一部、三一五の一部、三一六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字三本杉字東尾鼻三九〇の一部、三九一、三九二の一部、三九三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字三本杉字欠口四一七の一部、四一八の一部、四二四の一部、四二五、四二六の一部、四二七の一部、四二八から四三四まで、四三五の一、四三五の二、四三六の一の一部、四三七の一の一部、四三八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字三本杉字西尾鼻	大字三本杉字西尾鼻のうち三一〇の一、三一〇の四、三一二の一、三一三の一、三一四から三二三まで、三二四の一、三二八の二、三二八の三、三二九の三、三二九の五、三三〇の一、三三〇の五及びこれらと一体をなす国有地以

0400

	外の区域
大字三本杉字新田下	大字三本杉字新田下のうち三五二の四、三五二の五、三五三の二、三五五の一の一部、三六九の一部、三七〇、三七一の一部、三七二、三七三の一部、三七四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字三本杉字東尾鼻三八七の一部、三八八の一部、三九三の一部、三九四の一部、三九五、三九六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字三本杉字下見後三九七の一部、三九八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字三本杉字谷川七六六の二
大字三本杉字東尾鼻	大字三本杉字東尾鼻のうち三八七の一部、三八八の一部、三九〇の一部、三九一、三九二から三九四までの一部、三九五、三九六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字三本杉字西尾鼻三一〇の四の一部、三一二の一の一部、三一三の一、三一四、三一五の一部、三一六の一部、三一七から三二三まで、三二四の一、三二八の二、三二八の三、三二九の三、三二九の五、三三〇の一、三三〇の五及びこれらと一体をなす国有地並びに大字三本杉字新田下三五二の五、三五五の一の一部、三六九の一部、三七〇、三七一の一部、三七二、三七三の一部、三七四の一及びこれらと一体をなす国有地
大字三本杉字欠口	大字三本杉字欠口のうち四一七の一部、四一八の一部、四二四の一部、四二五、四二六の一部、四二七の一部、四二八から四三四まで、四三五の一、四三五の二、四三六の一の一部、四三七の一の一部、四三八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字三本杉字東尾鼻三九三の一部、三九六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字三本杉字下見後三九七の一部、三九八の一部、三九九の二、四〇〇から四〇八まで、四〇九の一、四〇九の二、四一〇から四一六まで及びこれらと一体をなす国有地、
	大字三本杉字下見屋敷六二八の四及び六二八の五並びに大字三本杉字谷川七六一の二、七六二、七六三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに七六一の一と一体をなす国有地の一部
大字三本杉字下見後	大字三本杉字下見後のうち三九七、三九八、三九九の二、四〇〇から四〇八まで、四〇九の二、四一〇から四一六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字三本杉字下見屋敷	大字三本杉字下見屋敷のうち六二八の四及び六二八の五以外の区域
大字三本杉字谷川	大字三本杉字谷川のうち七六一の二、七六二、七六三の二、七六六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに七六一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字三本杉字苞田	大字三本杉字苞田のうち六五六及び六六一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字三本杉字洞々ノ上	大字三本杉字洞々ノ上のうち六九二から六九五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六六三、六六五及び六六六と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字三本杉字初曽根	大字三本杉字初曽根のうち七〇六の一部、七〇七の二、七〇七の三の一部、七〇八の二、七一〇の二、七一一の一、七一二から七一四まで、七一五から七一七までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字三本杉字苞田六六一と一体をなす国有地の一部、大字三本杉字洞々ノ上六九二から六九五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六六三、六六五及び六六六と一体をなす国有地の一部並びに大字三本杉字野中七二四の一部、七二五の一部、

0400

	七二九の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字三本杉字野中	大字三本杉字野中のうち七二四の一部、七二五の一部、七二九の一部、七三〇の一部、七三三の一部、七三四の一部、七三九の三の一部、七三九の四及びこれらと一体をなす国有地並びに七三九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字三本杉字苞田六五六及び六六一と一体をなす国有地の一部、大字三本杉字上林八四九及び八五八と一体をなす国有地の一部、大字三本杉字上幅田八五九の一部、八七二の一部、八七三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八五九と一体をなす国有地の一部並びに大字三本杉字上野中八八二の一の一部、八八五の一部、八八六の一部、八八七から八九二まで、八九三の一部、八九四の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字三本杉字上林	大字三本杉字上林のうち八五六から八五八までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八四九及び八五八と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字三本杉字野中七三三の一部、七三四の一部、七三九の三の一部、七三九の四及びこれらと一体をなす国有地並びに七三九の一と一体をなす国有地の一部、大字三本杉字下前林八〇三の一部、大字三本杉字前林八三六の一部、八四〇の一部、八四一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字三本杉字上幅田八五九の一部、八六〇、八六一の一部、八六二の一部、八六三、八六四の一部、八七〇から八七二までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八五九と一体をなす国有地の一部
大字三本杉字下前林	大字三本杉字下前林のうち八〇三の一部以外の区域、大字三本杉字新田下三五二の四及び三五三の二並びに大字三本杉字前林八四一と一体をなす国有地の一部
大字三本杉字前林	大字三本杉字前林のうち八三二の一部、八三六の一部、八四〇の一部、八四一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字三本杉字下前林八〇三の一部、大字三本杉字上林八五六から八五八までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字三本杉字上幅田八六五の一部、八六六の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字三本杉字上幅田	大字三本杉字上幅田のうち八五九、八六〇、八六一の一部、八六二の一部、八六三、八六四から八六六までの一部、八七〇から八七三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字三本杉字前林八三二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字三本杉字上林八五八の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字三本杉字上野中八八二の一の一部及びこれと一体をなす国有地
大字三本杉字上野中	大字三本杉字上野中のうち八八二の一、八八五から八九四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字三本杉字林口	大字三本杉字林口のうち九四三の一部、九四四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九四五から九四八までと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字三本杉字初曽根七〇六の一部、七〇七の二、七〇七の三の一部、七〇八の二、七一〇の二、七一一の一、七一二から七一四まで、七一五から七一七までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字三本杉字野中七二九の一部、七三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字三本杉字上野中八八五の一部、八八六の一部、八九三の一部、八九四の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字三本杉字ソフミ坂	大字三本杉字ソフミ坂の全域並びに大字三本杉字林口九四三の一部、九四四の一部及びこれらと一体をなす国有地

0402

	並びに九四五から九四八までと一体をなす国有地の一部

鳥取県告示第三百五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による宇治地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

新たに画する字の名称	同上の区域（昭和五十七年二月二日現在の地番による。）
大字宇治字向前田	大字宇治字前田五四七の三、五四八の一及びこれらと一体をなす国有地、大字宇治字上川以後五四九の一から五四九の三まで、五五〇の一、五五〇の二、五五一の三、五五二の一、五五三、五五四、五五五の一、五五五の二及びこれらと一体をなす国有地、大字宇治字下砂田五五六、五五七、五五八の一、五五八の三から五五八の六まで、五五九の一、五五九の三から五五九の五まで、五六〇の一、五六〇の三、五六〇の四、五六一の一から五六一の四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字宇治字川以後五六二の四から五六二の一一まで、五六三から五六五まで、五六六の一から五六六の三まで、五六七の三、五七二の一、五七三の一、五七三の二、五七四の一、五七四の三、五七五の一、五七五の三、五七五の四、五七六の一、五七六の三、五七七、五七八、五七九の一、五七九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字宇治字石ケ坪河原六八二の一、六八三の一、六八四の一、六八五、六八六、六八七の一、六八八の一、六九二の二、六九二の三、六九三の二、六九三の四、六九三の七、六九三の八及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字宇治字下前田	大字宇治字川以後五六七の二、五六九の一の一部、五六九の二の一部、五七〇、五七一の一、五七二の二及びこれらと一体をなす国有地、大字宇治字上五反五八〇の一から五八〇の四まで、五八一の一、五八一の二、五八二の一から五八二の四まで、五八三、五八四の一、五八四の二の一部、五八五から五八七までの一部、五八八の二の一部、五九〇の一の一部、五九〇の二の一部、五九一の一部、五九二第一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宇治字五反田六七四の一部及びこれと一体をなす国有地、大字宇治字石ケ坪六七五の一の一部、六七五の二、六七五の三、六七六、六七七の一部、六七八の一、六七八の二の一部、六七九の一の一部、六七九の二の一部、六八〇、六八一の一、六八一の二及びこれらと一体をなす国有地、大字宇治字石ケ坪河原六八二の三、六八九の一、六九〇の一、六九一、六九二の一の一部、六九二の四、六九六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字宇治字縄手崎七五六の一部及びこれと一体をなす国有地
大字宇治字内前田	大字宇治字上五反五八四の二の一部、五八五から五八七までの一部、五八八の一、五八八の二の一部、五八九、五九〇の一の一部、五九〇の二の一部、五九一の一部、五九二の一部、五九二第一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宇治字宮下屋敷六二一の一の一部、六二一の三の

□0402

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十七年二月二日現在の地番による。）
	一部、六二五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六二五の一と一体をなす国有地の一部、大字宇治字五反田六六〇、六六一の一、六六一の二、六六二、六六三の一から六六三の三まで、六六四の一、六六四の二、六六五から六六九までの一部、六七〇、六七一、六七二の一、六七二の二、六七三、六七四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字宇治字石ケ坪六七七の一部、六七八の二の一部、六七九の一の一部、六七九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字宇治字笹江口	大字宇治字笹江口のうち四の二、三六の二、三七の二、三九の二、四〇の一、四一、四二の一、四二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三二の二及び三四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字宇治字鍋渕	大字宇治字鍋渕の全域、大字宇治字笹江口四の二、三六の二、三七の二、三九の二、四〇の一、四一、四二の一、四二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字宇治字石取場二九六の三と一体をなす国有地の一部
大字宇治字塚谷	大字宇治字塚谷のうち一三二から一三四までと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字宇治字馬兀	大字宇治字馬兀のうち一六二の一、一六二の二、一六三から一六六まで、一七〇の二、一七一の二、一七二から一七五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字宇治字汁谷口	大字宇治字汁谷口のうち一八五から一九三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字宇治字狼谷	大字宇治字狼谷のうち二四四の四以外の区域
大字宇治字稗谷	大字宇治字稗谷のうち二五四の二以外の区域
大字宇治字稗谷口	大字宇治字稗谷口の全域、大字宇治字塚谷一三二から一三四までと一体をなす国有地の一部、大字宇治字馬兀一六二の一、一六二の二、一六三から一六六まで、一七〇の二、一七一の二、一七二から一七五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字宇治字汁谷口一八五から一九三まで及びこれらと一体をなす国有地、大字宇治字狼谷二四四の四、大字宇治字稗谷二五四の二、大字宇治字鵜戸谷二七一から二七五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二八一の一と一体をなす国有地の一部並びに大字宇治字御墓田二八三の一と一体をなす国有地の一部
大字宇治字鵜戸谷	大字宇治字鵜戸谷のうち二七一から二七五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二八一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字宇治字御墓田	大字宇治字御墓田のうち二八三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字宇治字石取場	大字宇治字石取場のうち二九五、二九六の一から二九六の三まで、二九七、二九八、三〇四の一から三〇四の四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字宇治字龍王	大字宇治字龍王の全域、大字宇治字笹江口三二の二及び三四の二と一体をなす国有地の一部並びに大字宇治字石取場二九五、二九六の一から二九六の三まで、二九七、二九

	八、三〇四の一から三〇四の四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字宇治字上岡崎	大字宇治字上岡崎のうち四二五の一の一部、四二六の一部、四二七の一部、四三二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字岩井字長者台二六二の六の一部
大字宇治字岡崎	大字宇治字岡崎の全域、大字宇治字上岡崎四二五の一の一部、四二六の一部、四二七の一部、四三二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字岩井字長者台二六二の六の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二六一の一から二六一の四までと一体をなす国有地の一部並びに大字岩井字雛木二六三の一、二六三の三、二六五の二、二六六の二、二六七の一、二六八の一、二六九の三及びこれらと一体をなす国有地
大字宇治字前田	大字宇治字前田のうち五四七の三、五四八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字宇治字上川以後五五一の一、五五一の二、五五二の二、五五二の三及びこれらと一体をなす国有地、大字宇治字川以後五六六の四、五六七の一、五六八の一から五六八の四まで、五六九の一の一部、五六九の二の一部、五六九の三、五七一の二、五七二の三、五七九の三及びこれらと一体をなす国有地並びに大字宇治字上五反五九一の一部、五九二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字宇治字下砂田	大字宇治字下砂田のうち五五六、五五七、五五八の一、五五八の三から五五八の六まで、五五九の一、五五九の三から五五九の五まで、五六〇の一、五六〇の三、五六〇の四、五六一の一から五六一の四まで及びこれらと一体をな

	す国有地の一部以外の区域
大字宇治字川以後	大字宇治字川以後のうち五六二の四から五六二の一一まで、五六三から五六五まで、五六六の一から五六六の四まで、五六七の一から五六七の三まで、五六八の一から五六八の四まで、五六九の一から五六九の三まで、五七〇、五七一の一、五七一の二、五七二の一から五七二の三まで、五七三の一、五七三の二、五七四の一、五七四の三、五七五の一、五七五の三、五七五の四、五七六の一、五七六の三、五七七、五七八、五七九の一から五七九の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字宇治字宮下屋敷	大字宇治字宮下屋敷のうち六二一の一の一部、六二一の三の一部、六二五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六二五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字宇治字墓ノ下	大字宇治字墓ノ下の全域、大字宇治字五反田六六一の三、六六五から六六八までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字宇治字坂根八〇一の一部、八〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字宇治字石ケ坪河原	大字宇治字石ケ坪河原のうち六八二の一、六八二の三、六八三の一、六八四の一、六八五、六八六、六八七の一、六八八の一、六八九の一、六九〇の一、六九一、六九二の一から六九二の四まで、六九三の二、六九三の四、六九三の七、六九三の八、六九六の二、六九七及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字宇治字大砿	大字宇治字大砿の全域、大字宇治字五反田六七四と一体をなす国有地の一部、大字宇治字石ケ坪六七五の一の一部

	及びこれらと一体をなす国有地、大字宇治字石ケ坪河原六九二の一の一部、六九六の二の一部、六九七及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字宇治字縄手崎七五五から七五七までの一部、七六一の一部、七六二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字宇治字縄手崎	大字宇治字縄手崎のうち七五五の一部、七五六、七五七の一部、七六一の一部、七六二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七六四と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字宇治字五反田六六八の一部、六六九の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字宇治字下山元	大字宇治字下山元の全域、大字宇治字縄手崎七六四と一体をなす国有地の一部、大字宇治字三所ケ前七八四の一、七八四の二、七八五、七八六、七八七の一、七八七の二、七八八の一、七八八の二、七八九、七九〇、七九八、七九九の一、七九九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字宇治字坂根八〇三の二、八〇四及び八〇五の四と一体をなす国有地の一部、大字宇治字寺免八五九の四の一部、八六六の一部、八六七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宇治字爪黒口のうち八六九の三及びこれと一体をなす国有地並びに八六八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字宇治字十石八七六及びこれと一体をなす国有地の一部
大字宇治字三所ケ前	大字宇治字三所ケ前のうち七八四の一、七八四の二、七八五、七八六、七八七の一、七八七の二、七八八の一、七八八の二、七八九、七九〇、七九八、七九九の一、七九九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字宇治字坂根	大字宇治字坂根のうち八〇一の一部、八〇二の一部、八

	一二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八〇二、八〇三の二、八〇四、八〇五の四及び八一二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字宇治字寺免八五六から八五八まで、八五九の一の一部、八五九の二、八五九の三、八五九の四の一部、八六〇、八六一、八六二の一部、八六三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宇治字爪黒口八六九の三及びこれと一体をなす国有地並びに八六八の二と一体をなす国有地の一部、大字宇治字高畔九一〇の一部、九一五の一部、九一六の一部、九一七、九一八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字宇治字姥ケ谷九二三の三
大字宇治字外谷口	大字宇治字外谷口の全域並びに大字宇治字坂根八〇二の一部、八一二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八〇二及び八一二と一体をなす国有地の一部
大字宇治字十石	大字宇治字十石のうち八七六の一部、八七七の一の一部、八七七の二の一部、八七七の三、八七七の四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字宇治字寺免八六六の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字宇治字高畔	大字宇治字高畔のうち九〇六の一部、九一〇の一部、九一五の一部、九一六の一部、九一七、九一八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに九〇七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字宇治字寺免八五九の一の一部、八五九の四の一部、八六二の一部、八六三の一部、八六四の一、八六四の二、八六五の一、八六五の二、八六六の一部、八六七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字宇治字十石八七七の一の一部、八七七の二の一部、八七七の三、八七七の四及びこれらと一体をなす国有地
大字宇治字姥ケ	大字宇治字姥ケ谷のうち九二三の三以外の区域

谷	
大字宇治字清戸口	大字宇治字清戸口のうち九四〇、九四一、九四二の一、九四二の二、九四三、九四四、九四四の一、九四五、九四六、九四七の一、九四七の二、九四八の一、九四八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字宇治字清戸	大字宇治字清戸のうち九四九の二、九五一の四、九五一の五、九五三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字宇治字柏谷口	大字宇治字柏谷口の全域、大字宇治字高畔九〇六の一部及びこれと一体をなす国有地並びに九〇七の一と一体をなす国有地の一部、大字宇治字清戸口九四〇、九四一、九四二の一、九四二の二、九四三、九四四、九四四の一、九四五、九四六、九四七の一、九四七の二、九四八の一、九四八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字宇治字清戸九四九の二、九五一の四、九五一の五、九五三及びこれらと一体をなす国有地
大字岩井字長者台	大字岩井字長者台のうち二六二の六及びこれと一体をなす国有地並びに二六一の一から二六一の四までと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字岩井字雛木	大字岩井字雛木のうち二六三の一、二六三の三、二六五の二、二六六の二、二六七の一、二六八の一、二六九の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名称	大字宇治字上川以後、大字宇治字上五反、大字宇治字五反田、大字宇治字石ケ坪、大字宇治字寺免及び大字宇治字爪黒口

鳥取県告示第三百五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、河原町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による中井地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十七年一月二十五現在の地番による。）
大字中井字井尻	大字中井字井尻のうち四四の一部、四五の一の一部、四七の五、五〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字中井字井両五九の一の一部、五九の二の一部、五九の三、五九の四の一部、五九内第一、六〇の一の一部、六〇の二、六〇の三、六一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字中井字譲り葉一二七の一の一部、一二七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字本鹿字家の前三一六内第一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字本鹿字芦田三三二一〇八）合併内第一、三一九の一、三二一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字中井字井両	大字中井字井両のうち五九の一の一部、五九の二の一部、五九の三、五九の四の一部、五九の内第一、六〇の一から六〇の三まで、六一の一部及びこれらと一体をなす国有地

	以外の区域、大字中井字井尻四四の一部、四五の一の一部、四七の五、五〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字中井字譲り葉一二五の一部及びこれと一体をなす国有地
大字中井字竹長	大字中井字竹長のうち八二の一部、八三の一部、九一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字中井字京免九二の一部、九三の一部、九五の一の一部、九六の八及びこれらと一体をなす国有並びに九七の一及び九八の一と一体をなす国有地の一部
大字中井字京免	大字中井字京免のうち九二の一部、九三の一部、九五の一の一部、九六の八及びこれらと一体をなす国有地並びに九七の一及び九八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字天神原字ヲン鳥一九の一部、二一の一の一部、二二の一、二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字中井字宮ノ上	大字中井字宮ノ上の全域、大字中井字六斗代一二〇の一部、一二〇内第一の一部、一二一の一の一部、一二二の一の一部、一二四の一、一二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字中井字懸ケ上り一六八の一の一部並びに一六八の一、一六九の七及び一六九の九と一体をなす国有地の一部並びに大字中井字コウロ一七三の一及び一七四の一と一体をなす国有地の一部
大字中井字六斗代	大字中井字六斗代のうち一二〇の一部、一二〇内第一の一部、一二一の一の一部、一二二の一、一二二の二、一二三の一、一二三の五、一二四の一から一二四の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字中井字懸ケ上り一六七の一、一六八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字中井字譲り葉	大字中井字譲り葉のうち一二五の一部、一二七の一の一部、一二七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字中井字井両六〇の一の一部及び六一の一部、大字中井字六斗代一二一の一の一部、一二二の一の一部、一二二の二、一二三の一、一二三の五、一二四の二の一部、一二四の三及びこれらと一体をなす国有地、大字中井字縄手一三七の五から一三七の七まで、一三八の五、一三八の七、一三八の一一、一三九の五、一四〇の一、一四〇の二及びこれらと一体をなす国有地、大字本鹿字長田二三四の四、二三四の一一、二三五の四、二三五の八及び二三五の九、大字本鹿字家の前三一六、三一六、三一六内第一の一部、三一七、三一七の一、三一七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三一五の一から三一五の四までと一体をなす国有地の一部並びに大字本鹿字芦田三二一の一部及びこれと一体をなす国有地
大字中井字縄手	大字中井字縄手のうち一三七の五から一三七の七まで、一三八の五、一三八の七、一三八の一一、一三九の五、一四〇の一、一四〇の二及びこれらと一体なす国有地以外の区域並びに大字本鹿字長田二三二の二、二三三の二、二三四の一〇及びこれらと一体をなす国有地並びに二三一と一体をなす国有地の一部
大字中井字懸ケ上り	大字中井字懸ケ上りのうち一六七の一、一六八の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一六九の七及び一六九の九と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字中井字コウロ	大字中井字コウロのうち一七三の一及び一七四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字中井字糀櫃	大字中井字糀櫃の全域、大字天神原字大田二三の一部、二三内第一の一部、二四の一部、二四内第一の一部、二四

	次一の一部、二五の三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字天神原字ヲン鳥二一の六の一部及びこれと一体をなす国有地
大字本鹿字長田	大字本鹿字長田のうち二三二の二、二三三の二、二三四の四、二三四の八、二三四の一〇、二三四の一一、二三五の四、二三五の八、二三五の九及びこれらと一体をなす国有地並びに二三一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字本鹿字家の前	大字本鹿字家の前のうち三一六、三一六内第一、三一七、三一七の一、三一七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三一五の一から三一五の四までと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字本鹿字芦田	大字本鹿字芦田のうち三一八 三二〇）合併内第一、三一九の一、三二一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字天神原字上清水	大字天神原字上清水の全域、大字天神原字下清水の全域、大字天神原字ヲン鳥一一から一四までの一部、一七の一の一部、一七の二の一部、一八の一部、一九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字天神原字向佛八〇の一部、八〇内第一の一部、八一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字天神原字笹ケ鼻九三の一部、一〇〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇〇の二と一体をなす国有地の一部、大字天神原字上簗瀬一〇五の四、大字中井字竹長八二の一部、八三の一部、九一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字中井字京免九二の一部及びこれと一体をなす国有地
大字天神原字大田	大字天神原字大田のうち二三の一部、二三内第一の一部、二四の一部、二四内第一の一部、二四次一の一部、二五の

	三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字天神原字ヲン鳥二一の六の一部及びこれと一体をなす国有地、大字天神原字水落三五の一部、三六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字天神原字梅ケ坪四七の一の一部、四八の一の一部、四九、五〇の二、五一の二、五二の一、五二の七及びこれらと一体をなす国有地
大字天神原字水落	大字天神原字水落のうち三五の一部、三六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字天神原字梅ケ坪四七の一の一部、四八の一の一部、六二の二、六三の二及びこれらと一体をなす国有地、大字天神原字向佛六四の一、六六の二、六七の二、六八の一、七〇の一、七一、七二の二及びこれらと一体をなす国有地、大字天神原字五斗代一四三の四並びに大字天神原字鳥免一六〇の一
大字天神原字梅ケ坪	大字天神原字梅ケ坪のうち四七の一、四八の一、四八の八の一部、四九、五〇の二、五一の二、五二の一、五二の七、五七の一部、五九の一部、六一、六二の一、六二の二、六三の一、六三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字天神原字ヲン鳥のうち一一から一四までの一部、一七の一の一部、一七の二の一部、一八の一部、一九の一部、二一の一の一部、二一の六、二二の一、二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字中井字京免九二の一部及びこれと一体をなす国有地
大字天神原字向佛	大字天神原字向佛のうち六四の一、六六の二、六七の二、六八の一、七〇の一、七一、七二の二、七五から七七までの一部、八〇の一部、八〇内第一、八一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字天神原字ヲン鳥一一の一部及びこれと一体をなす国有地、大字天神原字梅ケ坪四八の八の一部、五七の一部、五九の一部、六一、六二の一、六三の一及びこれらと一体をなす国有地並びに

	大字天神原字五斗代一四三の一の一部、一四八の一部、一四九の一部、一五一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字天神原字笹ケ鼻	大字天神原字笹ケ鼻のうち九三の一部、一〇〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字天神原字向佛七五から七七までの一部、八〇内第一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字天神原字サン田一三〇の一の一部、一三〇の二、一三〇の六の一部、一三一の一部、一三一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字天神原字五斗代一四六の一の一部、一四七、一四八の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字天神原字上簗瀬	大字天神原字上簗瀬のうち一〇五の四以外の区域
大字天神原字サン田	大字天神原字サン田のうち一三〇の一の一部、一三〇の二、一三〇の六の一部、一三一の一部、一三一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字天神原字五斗代一四五の一の一部、一四六の一の一部及び一四八の一部
大字天神原字五斗代	大字天神原字五斗代のうち一四三の一の一部、一四三の四、一四五の一の一部、一四六の一、一四七、一四八の一部、一四九の一部、一五一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字天神原字鳥免	大字天神原字鳥免のうち一六〇の一以外の区域

廃止する字の名称	**大字天神原字ヲン鳥及び大字天神原字下清水**

鳥取県告示第三百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、大栄町から同町が行う土地改良事業に係る大栄（上種）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

鳥取県告示第三百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯町から同町が行う土地改良事業に係る三本杉地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

鳥取県告示第三百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において

準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岩美町から同町が行う土地改良事業に係る宇治地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

鳥取県告示第三百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、河原町から同町が行う土地改良事業に係る中井地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

発行所　鳥取県鳥取市東町一丁目　鳥　取　県　【定価一部一箇月千二百円（送料を含む。）】